

第 10 章 事後調査

10. 事後調査

当該事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」において、環境の状況を把握するための「事後調査」を行う。

- ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
- ④ 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

また、「事後調査」のほかに、事業者が必要と判断した項目については、自主的に「環境監視調査」を実施する。

10.1. 事後調査及び環境監視調査の検討

事後調査及び環境監視調査の実施の有無については、表 10.1-1 に示すとおりである。

表 10.1-1 事後調査及び環境監視調査の実施の有無

環境要素	選定結果		事後調査及び環境監視調査の選定もしくは非選定理由
	工事の 実施	土地又は 工作物の 存在及び 供用	
大気質	—	—	10-1 ページに示した①～④のいずれにも該当しないと考え るため、事後調査及び環境監視調査は実施しない。
騒音	—	●	航空機の運航に係る騒音については、定量的な予測により 予測の不確実性の程度は低いことから事後調査は行わな い。一方で、佐賀県では空港周辺地域に対する騒音影響を 把握するための調査を毎年実施しており、滑走路延長後も 環境監視調査として継続して実施する。 なお、その他の騒音については、10-1 ページに示した① ～④のいずれにも該当しないと考えため、事後調査は実 施しない。
低周波音	—	—	10-1 ページに示した①～④のいずれにも該当しないと思 えるため、事後調査及び環境監視調査は実施しない。
振動	—	—	
水質	—	—	
底質	—	—	
陸生動物	—	○	バードストライクについて、「②効果に係る知見が不十分 な環境保全措置を講ずる場合」に該当すると考えるため、 事後調査を実施する。 なお、バードストライク以外については、10-1 ページに 示した①～④のいずれにも該当しないと考えため、事後 調査及び環境監視調査は実施しない。
水生動物	—	—	10-1 ページに示した①～④のいずれにも該当しないと思 えるため、事後調査及び環境監視調査は実施しない。
陸生植物	—	—	
水生植物	—	—	
生態系	—	—	10-1 ページに示した①～④のいずれにも該当しないと思 えるため、事後調査及び環境監視調査は実施しない。 なお、バードストライクへの影響については、陸生動物で 対応する。
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	—	—	10-1 ページに示した①～④のいずれにも該当しないと思 えるため、事後調査及び環境監視調査は実施しない。
廃棄物等	—	—	
温室効果 ガス等	—	—	

注 1. 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ：事後調査を実施する
- ：環境監視調査を実施する。
- ：事後調査及び環境監視調査を実施しない。

10.2. 事後調査の内容

(1) 陸生動物

陸生動物に係る事後調査の内容は、表 10.2-1 に示すとおりである。

表 10.2-1 事後調査の内容（陸生動物：鳥類）

項目		内容
事後調査を行うこととした理由		バードストライクへの影響については、今後もバードストライクが発生すると仮定して予測を行っており、「②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」に該当すると考えるため、事後調査を実施する。
事後調査の 項目及び手法	調査項目	バードストライクの発生状況及びバードスweep等の効果の検証
	調査時期	供用後 1 年間
	調査期間 及び頻度	1 月～12 月に各月 1 回（3 日間）とする。 ※ただし春と秋の渡り期間においては、5 日間の連続観測とする。
	調査方法	定点観察法（移動定点含む）及び任意観察法（バードスweep及び離着陸時における状況調査）
	調査地域	対象事業実施区域及びその周囲（干潟）とする。
	調査地点	バードストライクの発生状況及びバードスweep等の効果を把握できる地点
	評価方法	バードストライクの発生状況及びバードスweep等の効果に係る調査結果と予測結果との比較及び環境保全措置の効果
環境影響の程度が著しいことが 明らかになった場合の対応の方針		専門家等の助言を踏まえて検討を行う。

10.3. 環境監視調査の内容

(1) 航空機騒音

航空機騒音に係る環境監視調査の内容は、表 10.3-1 に示すとおりである。

表 10.3-1 環境監視調査の内容（航空機騒音）

項目		内容
環境監視調査を行うこととした理由		佐賀県では空港周辺地域に対する騒音影響を把握するための調査を毎年実施しており、滑走路延長後も環境監視調査として継続して実施する。
環境監視調査の項目及び手法	調査項目	航空機騒音
	調査時期	滑走路の延長後
	調査期間及び頻度	冬季の年 1 回、7 日間とする。
	調査方法	「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 環境庁告示第 154 号及び一部改正平成 19 年 12 月 環境省告示第 114 号）及び「航空機騒音測定・評価マニュアル」（令和 2 年 3 月 環境省）に定める方法
	調査地域	佐賀空港周辺とする。
	調査地点	佐賀空港周辺の直近の住宅地や航路直下の住宅地等とする。
		（固定地点） ・国造搦西堤防 ・川副西干拓 ・大詫間南 ・柳川市大浜町 ・柳川市吉富町
評価方法	時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})による評価とする。	
環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針		専門家等の助言を踏まえて検討を行う。

10.4. 調査結果の公表方法

事後調査結果は、環境影響評価法に基づく報告書として取りまとめる。同書は、佐賀県ホームページ等で公表する予定である。